

令和7年度衛星リモートセンシングデータ利用に関する調査検証委託業務 募集要項

1 目 的

本要項は、県内のビジネス機会を目的に衛星リモートセンシングデータの行政利用促進に向けた調査検証を実施する令和7年度衛星リモートセンシングデータ利用に関する調査検証等を委託するに当たり、広く機会の提案者を公募し、契約者を選考するために定める。

2 競技に付する事項

- (1) 業 務 名 令和7年度衛星リモートセンシングデータ利用に関する調査検証委託業務
- (2) 仕 様 仕様書は別紙のとおり
- (3) 履 行 期 限 契約締結の日から令和8年3月13日まで
- (4) 県予算上限額 8,629,331円（消費税相当額を含む。）

3 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第26号）を有している、同資格について契約締結までに取得可能である、又は県若しくは国など他の自治体との契約実績を有していること。
- (3) 本企画提案競技の公告の日から委託契約の前日までの間に大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (4) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (7) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (8) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）
- (9) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (10) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (11) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③暴力団員が役員となっている事業者
 - ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を

- 締結している者
- ⑥暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 提案審査への応募

提案する委託業務について、以下のとおり応募すること。

(1) 募集期間

令和7年4月11日（金）から令和7年4月25日（金）の午後5時まで。

(2) 提出書類

以下の書類をメールに添付（データ形式 PDF ファイル）して提出するものとする。印刷した際にA4サイズとなるようにすること。

①企画提案競技参加申込書（様式1）

②企画提案書（様式2）

・仕様書に沿って、本事業の趣旨を踏まえて企画・提案をすること。

※ただし、2（4）の県予算上限額の範囲内で実施できるものとする。

③見積書（様式自由、仕様書に沿って項目を作成し、項目ごとにその単価、金額を記載）

・消費税及び地方消費税を含まない金額を明記すること。

④会社（団体）概要（様式3）

・本業務に関連した過去の実績（概ね過去4年間程度）についても記載すること。

⑤実施体制（様式4）

⑥誓約書（様式5）

⑦3（2）記載の資格を申請中のものはその申請書の写し、又は契約実績があるものはその契約書の写し

⑧納税証明書（地方税について滞納がないこと及び地方消費税に関するもの）

※ただし、3（2）に規定する資格を有する者については、納税証明書の提出は不要。

(3) 提出方法

①提出先：大分県商工観光労働部先端技術挑戦課

E-mail：a14290@pref.oita.lg.jp

②提出締切：令和7年4月25日（金） 午後5時必着

※受付後2日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に、受領した旨のメールの返信がなければ、電話により確認の連絡を行うこと。

(4) その他

①参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式6）」を提出すること。

②提出した書類については、別途、原本の提出を求める場合がある。

5 企画提案書の審査及び結果の通知

(1) 審査方法

別に定める提案競技審査会で審査し、最優秀提案1件を選定する。

※提案者によるプレゼンテーション（1社当たり、発表時間10分、質疑10分）を予定しているが、具体的な日時・方法等の詳細については、提案者に個別に連絡を行う。

(2) 審査基準

評価項目	評価基準	配点
1 事業内容及び実施方法		40/100
事業目的との整合性	本事業の目的を十分に理解し、かつ実現可能な提案内容となっているか。	20
企画内容	仕様書の業務内容について理解し、具体的な内容を提案できているか。	20
2 事業の効果		20/100
事業の効果	利活用の促進が期待できるか。	20
3 事業実施主体の適格性		40/100
実施主体の事業遂行・管理能力の妥当性	類似事業の履行実績などから、当該事業に関する知見、ノウハウを有しているか。	20
	適切かつ円滑に事業を行えるようにスタッフ配置や業務管理体制が十分に整っているか。	20
合計		100/100

6 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和7年4月18日（金）午後5時までにEメールにて照会し（様式任意）、質問書を提出した旨を電話で連絡すること（電話の受付は午前9時から午後5時まで）。

質問に対する回答は、受付後2日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に、大分県ホームページに掲載する。

(1) 質問提出先：大分県商工観光労働部先端技術挑戦課

E-mail : a14290@pref.oita.lg.jp TEL : 0 9 7 - 5 0 6 - 2 9 4 9

(2) 回答の場所

大分県ホームページ＞組織から探す・所属一覧＞商工観光労働部・先端技術挑戦課

7 その他

- (1) 委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。
- (2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (3) 参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費、提案競技参加にかかる経費は負担しない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。
- (5) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (6) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (8) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行例及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

8 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

大分県商工観光労働部先端技術挑戦課宇宙開発振興班（担当：上野、掛林）

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

TEL 097-506-2949

メール a14290@pref.oita.lg.jp